

公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第1項の規定により公表する。

令和8年3月5日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 契約の内容

- (1) 事業年度
令和8年度
- (2) 業務の名称
令和8年度和歌山県果樹試験場庁舎清掃業務
- (3) 業務内容
和歌山県果樹試験場庁舎清掃業務仕様書のとおり
- (4) 業務履行の場所
和歌山県有田郡有田川町奥751-1 和歌山県果樹試験場
- (5) 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 契約の相手方の決定方法

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」に基づき、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設で、有田振興局管内にある施設のうち当該清掃業務の受託を希望するものから見積書を提出させ、最低価格であった者を相手方とする。また、すべての見積書が予定価格を超えた場合は、契約の相手方の決定を行わないものとし、再度、見積合わせを行うものとする。

3 契約の相手方の決定日時（予定）

令和8年3月19日（木）午後5時00分

4 契約の相手方の選定基準

- (1) 上記2に規定する者で県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない者

5 契約書の要否

要

6 見積書の提出期限及び提出場所等

- (1) 提出期限
令和8年3月19日（水）午後5時00分
- (2) 提出場所
和歌山県果樹試験場
和歌山県有田郡有田川町奥751-1
電話 0737-52-4320
ファクシミリ 0737-53-2037
- (3) 提出方法
郵送、持参のいずれでも可。上記の提出期限までに必着のこと

7 その他

- (1) 発注（契約の締結）と関係予算の成立
この公告による発注（契約の締結）は、当該発注（契約）に係る令和8年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない

場合には、当該公告は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該公告を中止し、延期し、または必要な変更を行うことがある。

(2) 発注（契約）の事務を担当する部局

この公告及びそれに基づく発注（契約）に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県果樹試験場

イ 所在地

和歌山県有田郡有田川町奥 7 5 1 - 1

電話 0 7 3 7 - 5 2 - 4 3 2 0

ファクシミリ 0 7 3 7 - 5 3 - 2 0 3 7